



平成 29 年 4 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンズメイト  
代表者名 代表取締役社長 富澤 茂  
(コード番号 7448 東証第一部)  
問合せ先 代表取締役専務 砂田真一  
電話番号 03-5738-5555

## (変更) 監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の 変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 31 日開示の「監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」において、平成 29 年 5 月 18 日開催の第 57 期定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議する旨をお知らせいたしました。本日開催の取締役会において当該議案の内容の追加変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更定款案の附則 4 項を追加しております。

### 記

(本日開催の取締役会決議による変更後の内容)

#### 1. 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、変更定款案第 42 条（中間配当）の基準日を 9 月 30 日に定めることとしておりましたが、第 58 期事業年度の中間配当の基準日については第 42 条の規定にかかわらず平成 29 年 8 月 20 日といたしたく、附則を追加新設するものであります。

#### 2. 定款変更の内容

平成 29 年 3 月 31 日開示の「監査等委員会設置会社への移行、決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の 3（2）を変更するものであります。

(変更前)

現行定款	変更定款案
(新設)	附則 <u>3 第 41 条（事業年度）の規定にかかわらず、平成 29 年 2 月 21 日から始まる第 58 期事業年度は、平成 30 年 3 月 31 日までの 13 か月 11 日間とする。なお、本附則は第 58 期事業年度経過後、これを削除する。</u>

(変更後)

現行定款	変更定款案
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>3 第 40 条 (事業年度) の規定にかかわらず、平成 29 年 2 月 21 日から始まる第 58 期事業年度は、平成 30 年 3 月 31 日までの 13 か月 11 日間とする。なお、本附則は第 58 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p> <p><u>4 第 42 条 (中間配当) の規定にかかわらず、平成 29 年 2 月 21 日から始まる第 58 期事業年度の中間配当の基準日は平成 29 年 8 月 20 日とする。なお、本附則は第 58 期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 (予定) 平成 29 年 5 月 18 日 (木)

定款変更の効力発生日 (予定) 平成 29 年 5 月 18 日 (木)

以上